平成２４年（フ）第１５０１号
埼玉県蕨市塚越３丁目８番５号　グランディール高橋105号
債務者　小野　和信
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
新潟県長岡市表町４丁目３番地19
債務者　森山　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
新潟県長岡市浦瀬町11581番地
債務者　山田　　潔
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
石川県羽咋郡志賀町西海風無リの33番地
債務者　坂本　咲子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３７９号
静岡県熱海市和田町11番５号
債務者　西林　富子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
静岡県伊東市吉田415番地　アレンタウンＢ―102号
債務者　竹内　恵梨
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４０号
愛知県春日井市小野町１丁目69番地　弘和マンション302号
債務者　田口チマ子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４１号
愛知県春日井市下条町２丁目６番地１　第１小野ハイツ303号
債務者　榊原　康文
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６２号
愛知県あま市上萱津西ノ川28番地　西の川ハイツⅡ202号
債務者　近藤　綾花（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３６号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目88番地　富吉グリーンハイツ２号棟101号
債務者　鶴　　弘子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１２号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目11番地
債務者　酒井　礼司
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県豊前市大字赤熊1315番地１　大瀬住宅３号
債務者　竹下美恵子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―819号　雇用促進住宅
債務者　小原　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３６号
さいたま市北区奈良町119番地９　ハイム奈良108
債務者　山口想太郎
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０５号
埼玉県八潮市大字伊勢野126番地９、旧住所東京都葛飾区東金町６丁目13番９号　ＴＫコーポ202号
債務者　豊永　由香（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１２３号
札幌市西区宮の沢３条５丁目17番13―102号
債務者　木村　健悟
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９７号
札幌市北区新川２条８丁目１番20号　ハイツエルムⅠ205号
債務者　武田　広美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部